

3 適正管理指針の概要

(1) 目的

この指針は条例第67条第1項の規定に基づき、事業者が化学物質を適正に管理するために講ずべき措置に役立てることを目的としている。

管理指針の対象となる事業者とは？

化学物質(放射性物質を除く。)を業として取り扱う全ての事業者

(2) 管理の方法

化学物質の適正な管理を図るために必要な方法、措置及び条例第68条第1項に規定される特定化学物質の取扱量等を算出する方法を定めている。

この指針に基づき管理する化学物質は、取り扱う化学物質の性状、取扱量等から、人の健康及び生活環境に影響及ぼすものについて、事業者が自主的に決定するものとする。

事業所ごとに次の事項に取り組む。

- ア 年間の取扱量、排出量及び移動量の把握（毎年度4月1日～3月31日）
- イ 情報収集（取り扱う化学物質に関する情報、排出抑制等に関する技術情報）
- ウ 管理方針及び管理計画の策定（管理方針及び具体的な目標、対策、達成時期の記載）
- エ 取扱施設の排出防止対策の実施（適正な保守管理、排出抑制措置、代替物質への転換検討）
- オ 管理組織の整備（管理責任者及び担当の選任、教育・訓練）

(3) 事故の予防及び事故発生時の措置

化学物質に起因する事故災害に対する予防対策及び事故発生時の措置について定める。

- ア 事故予防対策
 - (ア) 取扱化学物質の危険性の周知
 - (イ) 取扱施設の保守管理
 - (ウ) 取扱施設の整備及び改良
 - (エ) 連絡体制の整備
 - (オ) 避難体制の整備
 - (カ) 応急措置体制の整備
 - (キ) 事故対応マニュアルの作成
 - (ク) 訓練の実施
- イ 事故発生時の措置
 - (ア) 被災状況の確認及び人命の救助
 - (イ) 事故発生時の応急措置及び通報
 - (ウ) 周辺住民への連絡
 - (エ) 流出防止等の措置

(4) 化学物質の管理及び排出状況に関する県民への情報提供

事業者は、化学物質の管理の方法、排出の状況等について、県民の理解を得るために次の事項を必要に応じて行う。

- ア 組織の整備
- イ 情報の提供

(5) ISO14001による環境管理システムとの関係

事業者が、既にこの指針(2)から(4)までに定める措置をISO14001による環境管理システムなどにおいて実施している場合にあっては、その措置をこの指針に基づく措置とすることができる。

(6) 特定化学物質等管理書の作成

特定事業者が作成する特定化学物質等管理書は、この指針に定められた事項を参考に次のアからオについて作成するものとし、対象とする化学物質は、この指針(2)に従い、取り扱う化学物質の性状、取扱量等から、人の健康及び生活環境に影響を及ぼすものについて、定めるものとする。

- ア 管理方針及び管理計画
- イ 化学物質の名称
- ウ 取扱施設における管理方法
- エ 管理組織
- オ 事故の予防及び事故発生時の措置

特定事業者とは？

条例第68条第1項に規定する特定化学物質等取扱事業所のうち、当該事業所において常時使用する従業員の数が21人以上である事業所(特定事業所)を有する事業者をいう。